

第1章 景観計画の策定について



紅葉に映える横手城(横手地域)

1. 景観計画策定の背景

横手市は、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央に位置し、奥羽山系に源を發する成瀬川と皆瀬川が合流する雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、美しい田園景観が形成されています。また市内には、史跡や社寺、趣のある建物などの歴史資源が多く見られ、市民の生活の営みの中で形成される景観と一体となり、特徴的な景観が形成されています。

横手地域においては、昭和61年に、「山と川のある町」の恵まれた自然及び街並みを保全し、及び創造するため、うるおいのあるまちづくりに関する必要な事項を定めた「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」を制定し、全市的な景観の保全・創造に取り組んできました。横手地域の羽黒町・上内町地区や駅南地区においては、条例に基づくまちづくり委員会が組織され、市長との間で「まちづくり申し合わせ事項」を締結し、独自のまちづくりのルールによるまちづくりを進めてきました。また、平成4年には、「うるおいのあるまちづくり推進要綱」を施行し、開発行為や大規模な建築行為についてのルールを定め、景観に配慮したまちづくりに取り組んできましたが、近年は、市街地縁辺部の開発や市民の高齢化による維持管理の困難などから、一部の貴重な景観が失われてきています。

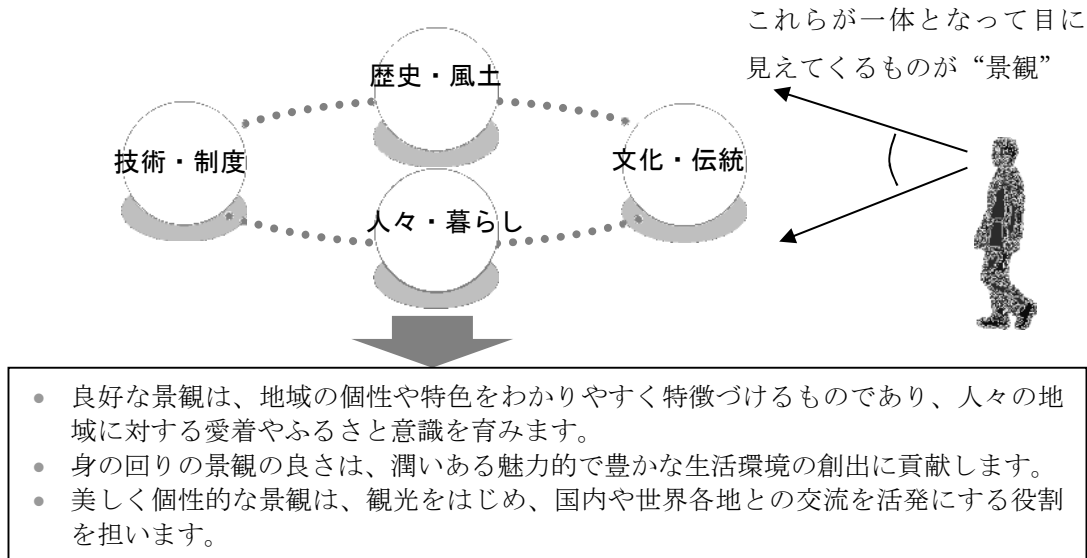
合併により新横手市が誕生した平成17年には、景観に関する全国的な意識の高まりを背景として、日本で初めての景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行され、景観行政団体になることで、景観法に基づき地域の実情に応じた景観形成の規制・誘導などの景観施策を行うことができるようになりました。

横手市は平成21年10月に景観行政団体となっており、地域の実情に応じた景観形成をこれまでの取り組みも踏まえて進めていくため、その基本的な考え方となる景観計画を策定することとしました。

2. 景観計画の概要

(1) “景観”とは

景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律などが背景となってつくられるものです。



参考資料：「市民景観まちづくりリーフレット」国土交通省

(2) 景観計画とは

景観計画は、平成17年6月に全面施行された景観法の第8条に基づいて「景観行政団体」が定める、景観行政を進める基本的な計画で、景観づくりに係わる方針や基準等をまとめたものです。

「景観行政団体」とは、都道府県や政令指定都市、中核市、その他県との協議のうえ景観行政事務を行う市町村をいい、横手市は平成21年10月に景観行政団体となっています。

景観行政団体は、景観計画を策定し、地域の実情に応じた景観形成の規制や誘導ができます。

(3) 景観計画の役割

景観計画は、都市や地域の景観形成を進める基本となるもので、市民、事業者の合意を得ながらまとめていきます。地域の特性に基づき、届出、勧告を基本とする緩やかな規制誘導や、建築物、工作物のデザインなどのルールづくりによる積極的な景観形成の誘導などの項目を必要に応じて選び、定めることができます。

参考：景観法の概要

資料：「景観法の概要」国土交通省都市・地域整備局都市計画課(H17.9)などから抜粋

【景観法とは】

都市や農山漁村等における良好な景観の形成を進めるための規制や誘導、支援などのツールを盛り込んだ総合的な法律で、平成16年6月に制定されました。

【景観法の特徴】

- 基本理念等基本法の性格と景観計画、景観整備機構等具体的な規制や支援措置が定められていること。
- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としていること。
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができること。
- 景観計画区域の変更命令等いざというときに強制力を発揮できる措置を付与していること。
- 景観計画区域の策定の提案等NPOや住民の参加がしやすいように措置していること。
- 景観地区等において建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度が創設されたこと。
- 景観協議会、景観協定等ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けていること。
- 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が併せて講じられていること。

【景観法の対象地域のイメージ】

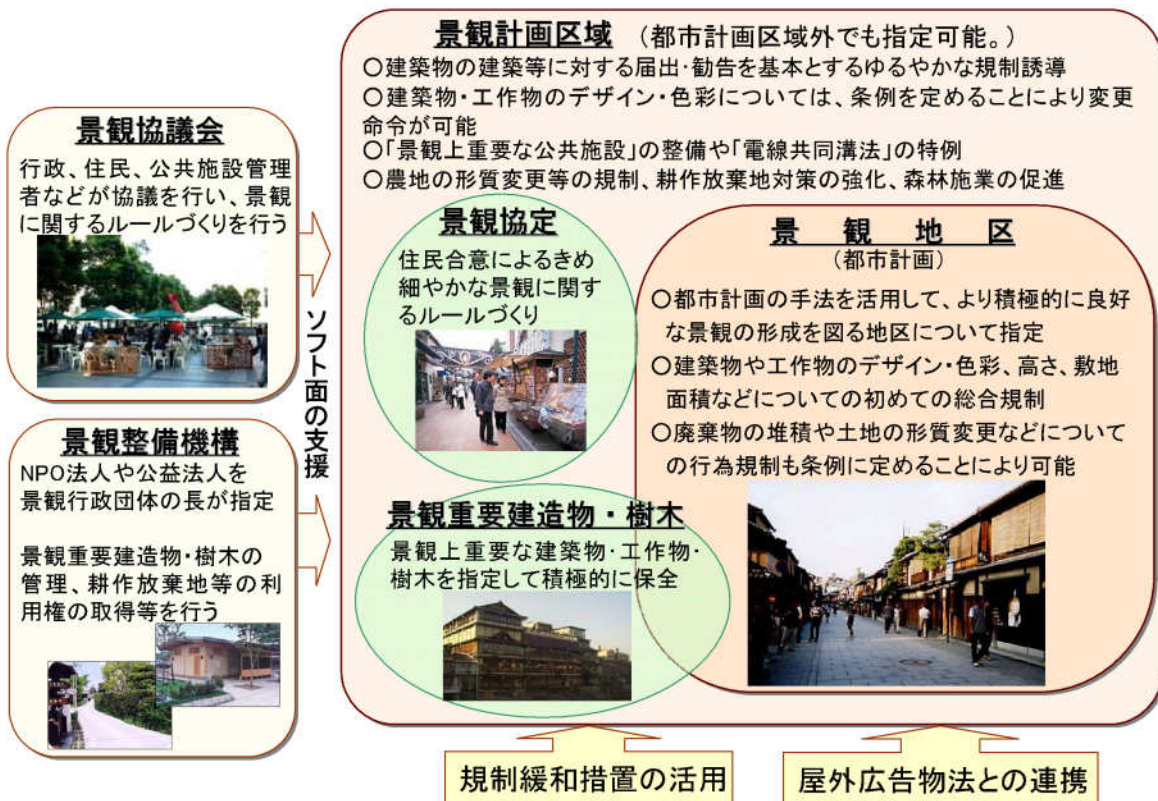


【景観行政団体とは】

景観法に基づく景観施策を行う自治体です。都道府県、政令市、中核市（県内では、県と秋田市の2団体）は、景観法の定めにより法施行と同時に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議のもとに景観行政団体となることができます。

景観行政団体になれば、景観計画を作り、地域の実情に応じた景観形成の規制や誘導ができます。また、国の補助を受けて景観上重要な建物や樹木の買取や修繕などが行えます。この他にも、屋外広告物条例を作るなど、さまざまな景観法のツールが活用できます。

【景観法における制度等】



【景観計画の概要】

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- 届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能
- 棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能
また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

【景観計画に定める事項】

- 必須事項**
- 景観計画区域
 - 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)
- 努力義務**
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 選択事項**
- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - 景観重要公共施設の整備に関する事項
 - 景観重要公共施設の占用等の基準
 - 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
 - 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書
土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図書
(※原則として縮尺2,500分の1程度)

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外広告物、公共施設、農地、森林、自然公園等の様々な事物が横断的にかかわってなされるもの

良好な景観の形成の推進のためには、これらの全てを景観計画において一体的に位置付け、調和のとれた推進を図ることが有効

3. 横手市景観計画の目的・位置づけ

(1) 目的

横手市景観計画は、横手市の景観形成の総合的な指針となる計画として、市全体を対象とした良好な景観形成に関する基本的な考え方や方針及び基準等を明らかにすることで、市民・事業者・行政の協働により、地域特性やこれまで培ってきた歴史・文化を踏まえた、美しい田園景観やそれと調和した街並み景観の形成を実現することを目的としています。

(2) 位置づけ

横手市景観計画の位置づけは以下の通りです。

